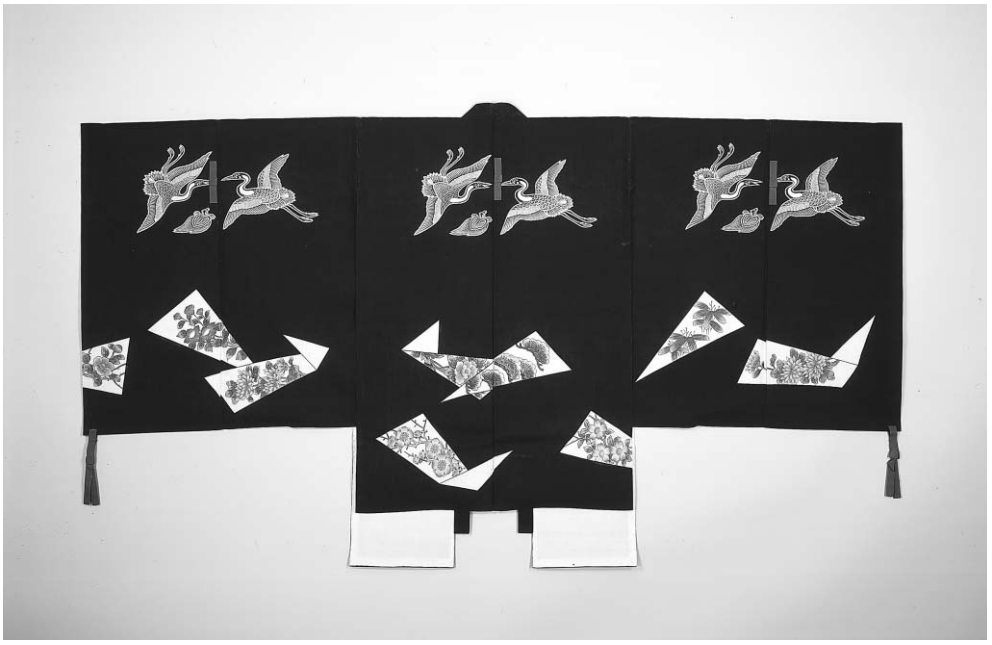

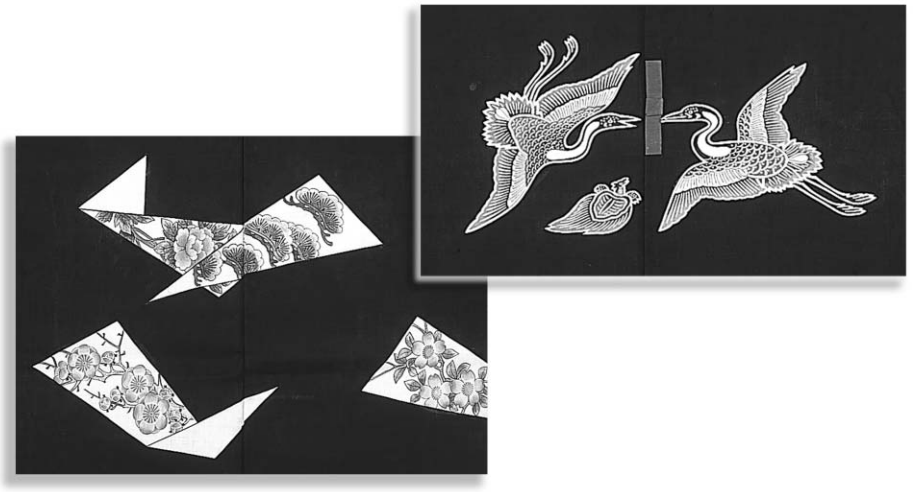

資料紹介

掛直垂　黒地四季草花の熨斗札散らし文様に鶴亀紋　当館蔵

能装束における直垂は、本来の意味と同じように武士の礼装として用いられます。袴と対で一具ですが、上着だけのものを掛直垂と言います。本作品は、鶴と蓑亀、四季の草花が描かれた熨斗札を表した掛直垂。鋭角をなす熨斗札を不規則に散らした、新鮮なデザインの一領です。

周知のように鶴と亀は長寿を意味しますが、熨斗札に表された草花もまた、吉祥文様として古くから愛好されてきました。松竹梅をはじめ、富貴を象徴する牡丹、その花から滴る水を飲めば長寿を保てるとされる菊、早春を告げる聖なる木とされる椿など、どれもがめでたい意味を持っています。加えて熨斗も、延寿の象徴として慶事の進物に添えられる祝物です。

ところで、本作品は井伊家十五代当主直忠（一八八一～一九四七）によって収集されたものの一つで、もとは加賀前田家に伝来しました。その畳紙の墨書から、弘化四年（一八四七）三月、加賀藩十三代藩主斉泰の実母栄操院が、斉泰の嫡男慶寧の病気治癒を祝う能のために誂えたことが分かっています。吉祥文様を散りばめためでたい意匠には、それを慶び祝う気持ちが込められているのでしょう。本作品は、能装束にまつわる人々の営みを窺い知ることのできる貴重な資料なのです。

（茨木 恵美）

展示案内 12月～3月

テーマ展

11/30（金）～12/22（土）

展示室1　人権学習シリーズ⑩

彦根藩のさまざまな武士
―江戸時代の社会と身分―

当館では人権について考える展示を数年ごとに開催しています。今回は、江戸時代の武士身分をとりあげます。江戸時代の武士は、軍事と政治を独占する支配身分でした。ただし、その実態は一様ではありませんでした。

本展では、彦根藩を事例に、上層から下層までさまざまな武士の姿を紹介します。江戸時代の武士の姿を見直すことで、江戸時代という社会について、また武士を含めた江戸時代の身分について改めて考えます。

◉ギャラリートーク◉
■日時　12月1日（土）14時～
■講師　青木 俊郎（当館学芸員）

侍中由緒帳

大洞弁財天祠堂金寄進帳

テーマ展

1/1（火）～1/29（火）

展示室1

新年の寿ぎ
―吉祥のデザイン―

古来、福を招くと考えられてきた存在には様々なものがあります。不老長寿などの神通力をもつ仙人や、徳の高い天子の治世に現れるという瑞鳥の鳳凰といった架空の存在から、松、牡丹、鹿、蝶などの身近な動植物、さらには七五三縄などの手回り品に至るまで、実に多様です。本展では、吉祥をテーマとする美術工芸品を紹介し、新年を寿ぎます。

◉ギャラリートーク◉
■日時　1月12日（土）14時～
■講師　茨木 恵美（当館学芸員）

黒漆塗七五三縄蒔絵鞍

黒漆塗桐に鳳凰蒔絵羯鼓

●● 常設展示 ●●

“ほんもの”との出会い
―彦根藩井伊家伝来の大名道具を中心に80点あまりを展示―

展示室2～3、5～6

利用案内

■開館時間
8時30分～17時
※入館は16時30分まで
■休館日
12月25日（火）～31日（月）
※このほか、展示替のため一部休室することがあります。
■観覧料
一般500円／小・中学生250円

スケジュール

12月	1月	2月	3月
1土「彦根藩のさまざまな武士」ギャラリートーク	12土「新年の寿ぎ」ギャラリートーク	2土「雛と雛道具」ギャラリートーク	9土「直弼発見！直弼と大名の交流」ギャラリートーク
15土 古文書のみかた⑧	19土 入門講座 歴史編		
テーマ展 彦根藩のさまざまな武士 ―江戸時代の社会と身分― 11/30～12/22	テーマ展 新年の寿ぎ ―吉祥のデザイン― 1/1～1/29	テーマ展 雛と雛道具 2/1～3/5	テーマ展 直弼発見！直弼と大名の交流 3/8～4/9
12/22～24 展示替により一部休室	1/30～31 展示替により一部休室	3/5～7 展示替により一部休室	
12/25～31 休館			

＊「古文書のみかた」は事前申込制です。
＊新年は1月1日から開館します。

テーマ展

2/1（金）〜3/5（火）

展示室1

雛と雛道具

安政五年（一八五八）、井伊家十三代直弼の息女弥千代（一八四六〜一九二七）は、高松藩松平家世子頼聡に嫁ぎました。この婚礼では、大名家の姫君の通例にならって、大揃えの婚礼調度とともに雛と雛道具が調えられました。雛は、紙製の衣装をまとう古式ゆかしい立雛。雛道具は、婚礼調度の精巧なミニチュアです。

本展では、弥千代の雛と雛道具と、婚礼調度として調えられた駕籠、地元の旧家に伝えられた古今雛や御殿飾りを一挙に公開します。

弥千代の雛道具（部分）

弥千代の雛道具のうち　貝桶と合貝

◉ギャラリートーク◉

■日時　2月2日（土）14時〜

■講師　奥田 晶子（当館学芸員）

テーマ展

3/8（金）〜4/9（火）

展示室1

直弼発見！ 直弼と大名の交流

井伊直弼は、三十二歳で彦根藩世継ぎとなると江戸で暮らし、他藩の大名と親しく交わりました。一大名という立場に加え、幕政に意見を述べる譜代大名重鎮として、さらに幕府大老としてさまざまな立場の大名たちと関わりを持ちました。

本展では、幕府に出仕しはじめた直弼へ大名としての心得を教示した先輩、幕政上の関係者、茶の湯の交流など、直弼と諸大名との交流の様子を紹介し、あわせて大名社会に生きる直弼の意識も探ります。

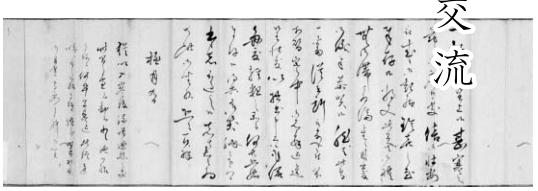

松平忠国書状　井伊直弼宛

松平頼胤書状　井伊直弼宛

◉ギャラリートーク◉

■日時　3月9日（土）14時〜

■講師　野田 浩子（当館学芸員）

催し

◉入門講座・歴史編◉

彦根藩の歴史 ―歴代の彦根藩主―

彦根藩井伊家は、一度の国替えもなく、江戸時代を通して彦根を含む近江国東部一帯を治めていました。歴代彦根藩主には、彦根藩三十万石の基礎を築いた人物や幕府政治で活躍した人物など、個性的な藩主が多くいました。

今回の講座では、彦根藩の歴代藩主をとりあげます。各藩主の事績、人柄、時代背景などから、藩主それぞれの治世を紹介します。

■日程・内容・講師

1月19日（土）13時〜15時50分

第一講「初代直政から四代直興まで」　学芸員　渡辺 恒一

第二講「五代直通から十代直幸まで」　学芸員　青木 俊郎

第三講「十一代直中から十四代直憲まで」　学芸員　野田 浩子

※井伊家歴代の数え方には何通りかありますが、右記は井伊家当主としての代数です。

※各講50分で行います。途中10分間の休憩を挟みます。

※1講のみの受講も全講通しての受講も可能です。事前の申し込みは不要です。当日会場へお越しください。

■会場　当館 能舞台見所

■資料代　300円

※1講のみ受講の場合も同額です。

研究余録

金亀玉鶴

彦根藩士の生活史

江戸時代の彦根藩の武士はどのような生活をしていたのか。この問いは、江戸時代の社会の特徴を考えるうえで重要なものです。

近年、日本史研究者の磯田道史さんによるベストセラー本『武士の家計簿』が映画化されるなど、江戸時代の武士の日常生活に対する関心が高まっています。彦根藩井伊家でも、藩主一族や藩士の生活や教養に関する新たな事実が共同研究により明らかになってきています（彦根城博物館叢書『武家の生活と教養』）。

ただ、彦根藩の武士に限らず、過去の人々の生活を復元する作業は、史料的な困難を伴うものです。詳細な個人の日記があり、何から何まで書き残していてくれるならいざ知らず、多くの場合、そのような有りがたい史料に出会うことは期待できません。

では、どのような方法で武士の生活に迫りうるのか。ここでは、彦根藩が藩士たちに命じた生活に関わる制度に関する史料を読み、そこに反映されている生活実態を明らかにするという方法を試みたいと思います。

彦根藩井伊家文書に、「臨時拝借一件留」と題した、彦根藩の勘定人が書き留めた史料が伝わっています（写真）。この史料によれば、彦根藩は、文政七年（一八二四）四月、藩士への臨時貸付金に関する「御触書」を、「御貸附割定」という規定とともに命じました。

触書の内容は、従来は藩士が臨時に金銭が必要な場合は個々の事情に応じて貸し付けていたが、今後は理由を限定して貸し付けるように改めるものでした（「御貸附」は、藩士の立場から見れば「拝借」と表現される）。この理由は、①「御召出し」、②「養子」、③「縁組」、④「死去」、⑤「不時使者」、⑥「御用二付近国行」、⑦「遠国御使者」、⑧「建前消失」の八つの場合でした。かつ、この貸し付けに関しても、節約し、出来る限り自分で費用を捻出し、「拠所なく難渋の節ばかり」出願するようにとしています。また、彦根藩領に深く浸透していた金融であった「名目金」借用の禁止についても合わせて述べられていることから、貸付金が名目金対策でもあったことが分かります。

一方、「御貸附割定」には、貸付金額の算出方法が記載されています。例えば、ある藩士の家の者が藩から召し出された場合は、知行高（家禄）千石以下は百石に付十両の貸付金、千石以上は上限百両と定められています。

上記の①召出し、②養子、③縁組、④死去は知行高の多少に応じて貸付金額が変わり、⑤から⑦の使者と⑧建前とは内容に応じて貸付金額が決定されています。

「臨時拝借一件留」の後半部には、制度改正後の文政七年五月から同十一年八月までの個別の貸付事例が列記されています。具体的にイメージするために同七年の冒頭の三件を例示すると、百二十石の佐成章次が「妹縁付」のため金十二両拝借、百二十石の小森和次郎が「実母死去」のため七両拝借、二百五十石の佐藤半右衛門が「妻死去」のため九両拝借となっています。最も貸付金額の多い事例は、同七年に二千五百石の小野田小一郎が「養女」を理由に百両を拝借しています。また、貸付件数の年次的推移は、文政七年が二十六件、同八年が十四件、同九年が二十四件、同十年が二十三件、同十一年が八件となっており、藩士にとって必要な制度として機能していたことがわかります。

文政七年「臨時拝借一件留」
（重要文化財『彦根藩井伊家文書』）

以上の臨時貸付金制度からは、以下のことが指摘できます。第一に、藩士の家が必ずしも十分な蓄えを持っていないということです。家臣の中核的な存在である知行取の藩士は、藩主から石高で表示される知行（＝領地）を与えられ、知行から収取した年貢米により、日々の生活を営み、藩主への奉公を行う仕組みになっていましたが、知行からの収入だけでは賄えない状態であったことが伺えます。第二に、家計が楽ではない理由として、召出、養子、縁組、死去などの家の存続には欠かせない出来事に大きな出費が伴っていたことがわかります。貸付金額が知行高の多少に応じて決められていた（＝身代が大きく、家格が高いほど多く借りられる）ことから見て、この出費の内容は、他家との贈答などの儀礼的な交際費であったと考えられます。

以上、江戸時代後期の彦根藩の臨時貸付金制度から、藩士の家の経済生活の一つの特徴を指摘しました。今後、ここでも取り上げたような法制度の史料と、他の史料にあらわれる生活実態の断片的な記述とを組み合わせ、彦根藩士の生活全体に接近することが必要です。

（渡辺恒一）

編集・発行
彦根城博物館
〒522-0061　滋賀県彦根市金亀町１番１号
TEL0749(22)6100　FAX0749(22)6520
http://longlife.city.hikone.shiga.jp/museum/
この印刷物は 8000 部作成し、印刷単価は６円です。

世界遺産
彦根城を世界遺産に
彦根城はユネスコの世界遺産暫定リストに登載されており、世界遺産をめざしています。